

用語集

本編に記載されている用語のうち、主に、海岸保全に関する専門的な用語について解説をくわえた。本文の文脈に則して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではない。

用語	読み仮名	解説
あ行		
I P C C (Intergovernmental Panel on Climate Change)	アイピーシーシー	気候変動に関する政府間パネルのこと。国際的に専門家が集まり、地球温暖化についてなどの科学的な研究の収集や整理を行い、数年おきに評価報告書を発行している。
一般公共海岸区域	いっぱんこうきょ かいがんくいき	公共海岸の区域のうち海岸法の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。
越流	えつりゅう	海水が堤防や護岸を越えて背後地に流れ出すこと。
沿岸区分	えんがんくぶん	地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目して、できるだけ大括りにするとともに、都道府県界も考慮して、定めた海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分。
沖波	おきなみ	波の運動が海の深部までに達せず、水深の影響をほとんど受けない波のことで、有義波で表す。通常は水深が波の波長の1/2以上の水深での波をいう。
か行		
海岸管理者	かいがんかんりしゃ	海岸保全区域及び一般公共海岸区域についてその管理を行うべき者。海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行う。市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行う。
海岸協力団体	かいがんきょうり ょくだんたい	海岸管理者と連携して活動することを目的として指定された団体。自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等を行うN P O等の民間団体。
海岸線	かいがんせん	一般には、海と陸との境をいうが、海岸工学上は波や潮汐などの作用が及ぶ限界、例えば、崖の根元などのことをいう。
海岸保全区域	かいがんほぜんく いき	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他必要な管理をおこなう際、都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域。
海岸保全施設	かいがんほぜんし せつ	海岸保全区域内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）など。
海食崖	かいしょくがい	波の作用によって形成される海岸の崖。
回折	かいせつ	波が伝播する途中で障害物にぶつかった時、障害物の端部から障害物の背後に回り込んで伝わっていく現象のことをいう。
海面水位上昇	かいめんすいいじ ょうしょう	「IPCC」による第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている。日本沿岸の年平均海面水位は21世紀中に上昇し続けると予測され、21世紀末には、4°C上昇シナリオ(RCP8.5)の下では0.68m(0.56~0.88m)、2°C上昇シナリオ(RCP2.6)の下では0.40m(0.30~0.55m)上昇すると予測されている。
緩傾斜堤	かんけいしやてい	3割より緩い表法勾配を持ったコンクリートブロック張り式の堤防・護岸。
換算沖波	かんさんおきなみ	波の屈折、回折などの平面的な地形変化の効果を補正した沖波のことで、有義波で表す。 設計対象地点に対する換算沖波波高は、換算沖波波高=沖波×屈折係数(Kr)×回折係数(Kd)として算定する。仮想の沖波である。
胸壁	きょうへき	高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有する施設。海岸線付近に堤防、護岸等を設置するこ

用語	読み仮名	解説
胸壁(つづき)		とが困難な場合において設置される、原則として鉄筋コンクリート構造の施設。
魚礁	ぎょしょう	魚が集まる海底の岩場。石・ブロックなどを海中に沈めたものもある。
屈折	くっせつ	波は水深が浅くなるほど伝播速度が遅くなるため、沖合から斜めに入射した波は、水深変化の影響で波峰線の進行方向が海岸に平行になろうとして曲がる。この現象を波の屈折という。
国の直轄管理制度	くにのちょつかつかんりせいど	国から地方へ権限を移譲するのとは逆に、沖ノ鳥島のように、国土保全上極めて重要であり、知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸の管理について、主務大臣が全額国費で直接行うこと。
計画高潮位	けいかくこうちょうい	既往最高潮位、朔望平均満潮位+既往最大潮位偏差、朔望平均満潮位+推算した潮位偏差の最大値、確率潮位などを考慮して海岸管理者が設定する潮位の上限値。
減災	げんさい	災害による被害を、できるだけ小さくする取り組み。
公共海岸	こうきょうかいがん	国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面。
護岸	ごがん	高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれかの機能又は全ての機能を有する施設。 護岸と堤防の構造形状の違いは、堤防が原地盤を嵩上げして建設されるのに対し、護岸は原地盤の嵩上げを伴わない構造物であることである。
国土強靭化	こくどきょうじんか	いかなる大規模災害等が発生しようとも、・人命は何としても守り抜く、・行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない、・財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する、・迅速な復旧・復興を可能にすることを基本的な方針とする「強くてしなやかな(強靭な)」国づくり。
さ行		
最大クラスの津波	さいだいくらすのつなみ	住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。いわゆるレベル2津波。
朔望平均干潮位(L.W.L.)	さくぼうへいきんかんちょうい	朔望(新月と満月)の日から前2日、後4日以内に現れる各月の最低干潮位を平均した水面の高さ。
朔望平均満潮位(H.W.L.)	さくぼうへいきんまんちょうい	朔望(新月と満月)の日から前2日、後4日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面の高さ。
サンドバイパス	さんどばいぱす	海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。
サンドリサイクル	さんどりさいくる	流れの下手側の海岸に堆積した土砂を、侵食を受けている上手側の海岸に戻し、砂浜を復元する工法。
史跡	しせき	文化財保護法あるいは自治体の文化財保護条例に基づき指定された歴史上・学術上価値の高い遺跡。
自然環境保全地域	しぜんかんきょうほぜんちいき	周辺の自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要な区域。
自然公園	しぜんこうえん	すぐれた自然の風景地を保護し、その利用を図ることを目的に指定された地域。国立公園、国定公園、県立自然公園の3つの種類からなる。
遮蔽域	しゃへいいき	波が遮られて静穏になる領域。
浚渫	しゅんせつ	海底、河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。

用語	読み仮名	解説
社会資本メインテナンス元年	しゃかいしほんめいんてなんすがんねん	高度成長期以降に整備した社会資本が今後急速に老朽化することを踏まえ、省を挙げて老朽化対策に取り組むため、2013年を「社会資本メンテナンス元年」と位置付け、同年1月、国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」を設置し、同年3月、同会議において、老朽化対策の全体像を今後3箇年にわたる「社会資本の維持管理・更新に関する面講ずべき措置」としてとりまとめた。
消波工	しょうはこう	波のうちあげ高、越波流量及び衝撃碎波圧の低減効果を有する施設。中詰石の上に数層の異型ブロックを並べることあれば、全断面を異型ブロックで建設することもある。
消波堤	しょうはてい	消波することにより汀線を維持する機能を有する、汀線近傍に汀線と平行に設置される施設。
水位周知海岸	すいいしゅうちかいがん	水防法に基づき、都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。
水門 及び 樋門	すいもん および ひもん	海水等の外水の侵入を抑えながら不要な内水を排除し、内水位を計画水位以下に維持する機能を有する施設。
設計津波	せつけいつなみ	海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が定める津波。 過去の浸水の記録等に基づく最大の津波又は数値計算等により算定した最大の津波を考慮して、原則として、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的は発生頻度の高い津波。いわゆるレベル1津波。
潜堤・人工リーフ	せんてい・じんこうりーふ	消波することにより越波を減少させる機能、漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有する、汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも低い施設。 通常の潜堤は、天端幅が数メートルと狭く、天端水深を浅くし、反射と強制碎波によって波浪減衰効果を得る。人工リーフは、天端水深をある程度深くし、反射を押える一方、天端幅を広くすることにより、波の進行に伴う波浪減衰を効果的に得る。人工リーフは、その構造から天端幅がかなり広い潜堤と位置づけられる。
浅海域	せんかいいき	水深の浅い海域の総称。
洗掘	せんくつ	川の流れや波浪などにより、堤防の表法面の土が削り取られる状態のこと。
遡上	そじょう	海水が陸地や川をさかのぼっていくこと。
た行		
タイムライン	たいむらいん	関係者が事前にとるべき防災行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理したもの。
高潮	たかしお	台風や発達した低気圧の通過などにより海面が大きく上昇すること。
高潮浸水想定区域	たかしおしんすいそうでいくいき	水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、水防法に基づき都道府県知事が指定した区域。
高潮特別警戒水位	たかしおとくべつけいかいすいい	水防法に基づき、都道府県知事が定める、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

用語	読み仮名	解説
高潮氾濫危険水位	たかしおはんらんきけんすい	高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。
多重防御	たじゅうぼうぎょ	地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる津波防災・減災対策。
潮位偏差	ちよういへんさ	気象影響などを受けない天文潮で予測される潮位と実測潮位との差を言う。
潮間帯	ちようかんたい	潮の干満により露出と水没を繰り返す場所。
長寿命化計画	ちようじゅみょうかけいかく	海岸保全施設の背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全の考え方に基づき、適切な維持管理による施設の長寿命化を目指すための計画。
津波	つなみ	断層運動により海底が隆起もしくは沈降することによって海面が変動し、大きな波となって伝播する現象。
津波災害（特別）警戒区域	つなみさいがい（とくべつ）けいかいくいき	『津波防災地域づくりに関する法律』に基づき、都道府県知事が指定する、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」、警戒区域のうち津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を「津波災害特別警戒区域」という。
汀線	ていせん	海水面と陸地が交わる境界線。潮位変化等によって常に変動している。潮汐の高さにより干潮汀線及び満潮汀線と呼ばれる。
T.P.	ティーピー	日本の標高を表す場合の基準面（東京湾平均海面）。隅田川河口の靈岸島量水標で観測した1873年から1879年までの験潮記録をもとに決定し、T.P. ±0と定めて固定された。現在の東京湾の平均水面とは一致しない。
堤防	ていぼう	高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれかの機能又は全ての機能を有する施設。
天端高	てんぱだか	空に面している平らな面。堤防、護岸など施設の一番高い部分の高さ。
天然記念物	てんねんきねんぶつ	文化財保護法あるいは自治体の文化財保護条例に基づき指定された学術上貴重で、自然を記念するもの。
特定植物群落	とくていしょくぶつぐんらく	環境省が行う自然環境保全基礎調査において定められた「特定植物群落選定基準」に該当する学術上重要な群落、保護を要する群落等の植物群落。
突堤	とってい	漂砂を制御することにより汀線を維持し、又は回復させる機能を有する、陸上から沖方向に細長く突出した施設。
トレードオフ	とれーどおふ	一つの目的を達成しようとすると、他の目的の達成は困難になるという問題。
な行		
粘り強い構造	ねばりづよいこうぞう	設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造。
ノッチ	のっち	波の作用により海食崖下部の海面付近に形成されるくぼみ地形。
法肩	のりかた	法面の最上部の端
法先（法尻）	のりさき（のりじり）	法面の最下部の端
法面	のりめん	堤防、護岸等の傾斜面
は行		
ハザードマップ	はざーどまっぷ	災害に対する地域住民の避難や施設整備等の検討のため、災害による危険をあらかじめ想定し示した地図。

用語	読み仮名	解説
パラペット	ぱらぺっと	海岸堤防, 河川堤防, 防波堤に用いられる堤体上の低い壁を示す名称。
漂砂	ひょうさ	海浜において波や流れの作用によって生じる底質の移動現象, あるいは, 移動する底質物質を表す。
ブルーツーリズム	ぶるーつーりずむ	島や沿海部の漁村に滞在し, 魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて, 心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
ヘッドランド工法 (人工岬)	へっどらんどこう ほう (じんこうみ さき)	天然の岬地形に囲まれた海岸が長期的に安定な砂浜を維持できる原理を応用するもので, 平坦な海岸線の比較的長い侵食海岸にヘッドランド(人工岬)群を設置し, 隣り合うヘッドランドの間をポケットビーチ化し, 波浪エネルギーを分散させ, 砂浜の安定化を図る。
保安林	ほあんりん	水源のかん養, 土砂の崩壊その他の災害の防備, 生活環境の保全・形成等, 特定の公共目的を達成するため, 農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
防護ライン	ぼうごらいん	海岸災害から国民の生命・財産を守るために最低限必要とされる国土の海側の境界線。地形特性, 背後地の現在および将来における土地利用, 海岸の利用状況, 自然環境などを検討して定める。
防波堤	ぼうはてい	外洋からの波浪に対して堤内の静穏度を保つ機能, あるいは, 津波による堤内の水位上昇を抑制する機能を有する施設。
ま行		
前浜	まえはま	静穏時の遡上波が作用する部分で低潮時の波の遡上開始地点から高潮時の遡上限界地点までの領域。
名勝	めいしょう	文化財保護法あるいは自治体の文化財保護条例に基づき指定された芸術上または観賞上価値が高い土地。
藻場	もば	海草の繁茂しているところ。
や行		
洋上風力発電	ようじょうふうり ょくはつでん	海洋上の風力発電。
養浜	ようひん	侵食された海岸に人工的に砂を供給し, 海浜の安定化を図ること。
要保全延長	ようほせんえんち ょう	海岸保全区域の指定が必要な延長。
予防保全	よぼうほせん	海岸保全施設を構成する部位・部材の性能低下を進展させないことを目的として, 所定の防護機能が確保できなくなる前に修繕等を実施する行為。
余裕高	よゆうだか	堤防等の天端高の設定において, 若干の不確実性を考慮する際設定する高さ。背後地に市街地又は重要な公共施設などが存在して, 高度の安全性を要する場合には, 最大1m程度を限度として余裕高を適宜決定されることが多い。
ら行		
ライフセーバー	らいふせーばー	水辺の事故をなくすことを目的とした活動(ライフセービング活動)に携わるひと。ライフセーバーの資格を取得したひと。
離岸堤	りがんてい	消波することにより越波を減少させる機能, 漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有する, 汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも高い施設。
陸閘	りくこう	閉鎖時に堤防, 護岸又は胸壁の機能を有する, 車両及び人の通行のために設けた施設。
リードタイム	りーどたいむ	避難に関する情報伝達・避難等に要する時間

用語	読み仮名	解説
レジリエンス	れじりえんす	被害を最小限に留めるとともに被害からいち早く立ち直り元の生活に戻らせること。
レベル2地震動	れべるつーじしんどう	現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動。
レベル2津波	れべるつーつなみ	最大クラスの津波
レベル1地振動	れべるわんじしんどう	施設の供用期間中に1~2度発生する確率を有する地震動。
レベル1津波	れべるわんつなみ	設計津波